

巻末資料

I SDGsとの関係

本計画に掲げる施策体系と持続可能な開発目標（SDGs*）との関係は以下のとおりです。

| | | 1 貧困をなくそう | 2 気候をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
|------|------------------------------------|-----------|----------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 計画全体 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 緩和策 | 脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める | | | | | | |
| | 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する | | | | | | |
| | 環境にやさしい交通への転換を進める | | | | | | |
| | 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める | | | | | | |
| | 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す | | | | ○ | | |
| | 地域経済と環境の好循環を生み出す | | | | | | |
| 適応策 | 気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する | | ○ | | | | ○ |
| | 自然災害による被害を最小限に抑える | | | | | | |
| | 健康に与える影響を把握し軽減する | | | ○ | | | |
| | 事業活動・生活環境におけるリスクに備える | | | | | | |

| 7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も | 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 10 人や国の不平等 をなくそう | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 14 海の豊かさを 守ろう | 15 陸の豊かさも 守ろう | 16 平和と公正を すべての人に | 17 パートナーシップで 目標を達成しよう |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> | | |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | | | <input type="checkbox"/> |

第3章のとおり、温室効果ガス*の削減目標（中期目標）は、部門・分野別に削減量を試算して設定しています。この削減量は国の「地球温暖化対策計画」に基づく施策（表6-1）の本市における削減量と、「温室効果ガス削減アクションプログラム」やせんだいE-Action等の本市の独自施策による削減量をそれぞれ計算して積み上げることで算出しています（表6-2）。

〈国の進める施策による削減量〉⇒ 231万トン

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく削減⇒ 29万トン

本市域内の省エネ法の対象事業者について、同法の規定を踏まえた削減率（毎年度1%削減）により算出しています。

○国の「地球温暖化対策計画」で示されている施策に基づく削減⇒ 202万トン

分野・部門別に示されている国全体の削減量を、人口や製造品出荷額などの関連する指標をもとに本市分に案分して算出しています。

表6-1 国の進める施策の例

| 分野・項目 | 施策例 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギー転換 | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用拡大 |
| 産業 | <ul style="list-style-type: none"> 高効率な省エネルギー機器の普及 FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 再生可能エネルギーの利用拡大 |
| 業務 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の省エネ化 高効率な省エネルギー機器の普及 省エネ・低炭素型ビジネススタイルの促進 BEMSの利用等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 再生可能エネルギーの利用拡大 |
| 運輸 | <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車*の普及、燃費改善 公共交通機関及び自転車の利用促進 輸送の効率化、エコドライブの実施 |
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化 高効率な省エネルギー機器の普及促進 省エネ・低炭素型ライフスタイルの促進 HEMS等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 再生可能エネルギーの利用拡大 |
| その他の分野 | <ul style="list-style-type: none"> ノンフロン機器の普及 廃棄物の排出抑制 |

〈本市独自の施策による削減量〉⇒ 51 万トン

○「温室効果ガス削減アクションプログラム」による削減量⇒ 15 万トン

○国が進める施策への上積み⇒ 36 万トン

各種補助制度やせんだい E-Action 等の本市独自の施策により、削減量を上積みしています。

〈森林等による吸収量〉⇒ 14 万トン

○平成 30 年度（2018 年度）における吸収量が維持されるものとしています。

表6-2 国の施策に加え本市独自の施策を実施した場合の温室効果ガス削減量

[万 t-CO₂]

| 部門・分野 | 基準年度 排出量 (2013 年度) | 現状すう勢 排出量 (2030 年度) | 削減量 | | 目標排出量 (基準年度比削減率) |
|-------------|--------------------------|---------------------------|---------------|----------------------|---------------------|
| | | | 国の施策に よるもの | 本市独自の 施策に よるもの | |
| エネルギー 転換 | 105 | 117 | 22 | 2 | 93 (▲12%) |
| 産業 | 159 | 152 | 43 | 11 | 98 (▲38%) |
| 業務 | 223 | 213 | 80 | 20 | 113 (▲50%) |
| 運輸 | 205 | 202 | 26 | 8 | 168 (▲18%) |
| 家庭 | 196 | 179 | 53 | 9 | 118 (▲40%) |
| その他の 分野 | 23 | 25 | 7 | 1 | 17 (▲22%) |
| 小計 | 911 | 889 | 231 | 51 | 607 (▲33%) |
| 森林等による吸収量 | | | | | ▲14 |
| 上段：排出量 | | | | | 593 |
| 下段：削減率 | | | | | (▲35%) |

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります

| 区分 | 施策体系 | 項目 | 把握の方法 | 頻度 |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------|-------|
| 緩和策 | 脱炭素社会* に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める | みどりの総量（緑被率*） | 航空写真により市域における緑被率（樹林地、草地、農耕地、水面に覆われた土地の面積割合）を把握 | 1回/5年 |
| | | 建築敷地内での樹木植栽本数 | 「杜の都の環境をつくる条例」に基づき届出された緑化計画から集計 | 毎年 |
| | | 都市公園面積 | 都市公園の面積を集計 | 毎年 |
| | | 森林の間伐面積 | 森林法に基づく届出書から集計 | 毎年 |
| | 3E*（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する | 熱エネルギー有効活用支援補助制度等利用件数 | 利用件数を集計 | 毎年 |
| | | 再生可能エネルギー導入補助制度利用件数 | 利用件数を集計 | 毎年 |
| | | 住宅において一定の省エネルギー設備等を導入している件数 | 国の統計資料から集計 | 1回/5年 |
| | 環境にやさしい交通への転換を進める | 地下鉄、バス利用者数 | 利用者数を集計 | 毎年 |
| | | コミュニティサイクル* 利用回数 | 利用回数を集計 | 毎年 |
| | | 次世代自動車*補助制度 利用件数 | 利用件数を集計 | 毎年 |
| | 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める | ごみ総量 | 市が処理した生活ごみ*と事業ごみ*を集計 | 毎年 |
| | | 1人1日当たりの家庭ごみ* 排出量 | 家庭ごみ総量から算定 | 毎年 |
| | | 家庭系食品ロス*量 | 家庭ごみの中に含まれる手付かず食品や食べ残し等のまだ食べることができる食品の割合から推計 | 毎年 |
| | | 廃棄物分野における温室効果ガス* 排出量 | 焼却・埋立処分量等から推計 | 毎年 |
| | 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す | イベント・講座等参加者数 | 参加者数を集計 | 毎年 |
| | | 環境配慮制度認定事業者数 | 「仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）」として認定された事業者数を集計 | 毎年 |

| 区分 | 施策体系 | 項目 | 把握の方法 | 頻度 |
|------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------|-------|
| 緩和策 | 地域経済と環境の好循環を生み出す | 温室効果ガス削減アクションプログラム実績 | 「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者温室効果ガス削減報告書の実績値を集計 | 毎年 |
| | | 脱炭素経営への取り組み事業者数 | 「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者温室効果ガス削減計画書から集計 | 毎年 |
| | | 創エネルギー導入促進助成制度利用件数 | 利用件数を集計 | 毎年 |
| 適応策 | 気候変動*が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する | 農作物の高温対策や病害虫等に関する情報提供の実施回数 | 本市による情報提供の実施回数を集計 | 毎年 |
| | | 生物多様性*普及啓発イベント参加者数 | 参加者数を集計 | 毎年 |
| | 自然災害による被害を最小限に抑える | 雨水排水施設整備率 | 雨水排水施設の整備予定面積のうち整備が完了した面積割合を算定 | 毎年 |
| | | 雨水総流出抑制量 | 雨水浸透ます等の設置により施設外への流出が抑制された雨水量を推計 | 毎年 |
| | | 要配慮者利用施設の避難確保計画作成数 | 避難確保計画の届出数を集計 | 毎年 |
| | 健康に与える影響を把握し軽減する | イベント等における啓発実施回数 | 啓発実施回数を集計 | 毎年 |
| | | 気象警報等の発令回数 | 気象警報等の発令回数を集計 | 毎年 |
| | 事業活動・生活環境におけるリスクに備える | 市街地のみどりの総量 | 航空写真により市街地における緑被率*（樹林地、草地、農耕地、水面に覆われた土地の面積割合）を把握 | 1回/5年 |
| | | 市街化区域内の私有地緑化面積 | 「杜の都の環境をつくる条例」に基づき届出された緑化計画から集計 | 毎年 |
| | | 打ち水等のイベント参加者数 | 参加者数を集計 | 毎年 |
| 気候変動適応の認識度 | | 環境に関する市民意識調査等により把握 | 1回/5年 | |

あ

**あめにわ
雨庭**

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

雨水幹線

下水道や排水路など、雨水が市街地を流れていく際の通り道のこと。

エコマーク

商品の生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。

エネルギー起源二酸化炭素

温室効果ガスの一つである二酸化炭素のうち、石油や石炭、ガソリン等の化石燃料を燃焼させるなど、エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素。一方、ごみの焼却などに伴って排出される二酸化炭素を、非エネルギー起源二酸化炭素と言う。

エネルギーマネジメントシステム

家庭・ビル・工場等において、エネルギー使用状況の見える化や機器の最適制御等を行うことにより、エネルギー利用を効率化するシステム。システムを導入する対象により、HEMS（家庭）・BEMS（ビル）・FEMS（工場）等と呼ばれる。

汚濁負荷量

河川等の水域に排出される有機物や窒素、リン等の水質汚濁物質の総量。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

か

仮想発電所（VPP：Virtual Power Plant）

自治体や企業などの発電設備や蓄電池のような、複数の設備から生み出されるエネルギーをまとめて制御・管理する仕組み。地域の全体の電力需給バランスの調整や、再生可能エネルギーの普及促進といった効果が期待されている。

家庭ごみ

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類及び粗大ごみ以外のごみのこと。収集後は直接焼却処理される。

カーボン・オフセット

日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせするという考え方。

環境アセスメント（環境影響評価）制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康や生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準。

環境マネジメントシステム

事業者が、自らの事業活動において環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組み、点検・評価を行い、見直すという手順を繰り返すことにより、継続的に環境配慮を進めていく仕組み。

環境ラベル

環境に配慮された製品やサービスにつけられる表示の総称。環境に配慮された製品等として第三者が認証するエコマークや、古紙の配合率を示す再生紙使用マーク等がある。

緩和策

地球温暖化の原因の一つとなる温室効果ガスの排出を削減し、吸収源を確保するために行う対策のこと。省エネの取り組みや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素吸収源となる森林の整備等が挙げられる。

気候変動

大気平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加、森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など）もある。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成や雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取り組み）。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物等の大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。高濃度になると、目やのど等の粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

洪水・内水氾濫

水害の種類。洪水は河川が氾濫する水害を指し、内水氾濫は雨水を排水しきれず、市街地を流れる排水路や下水道などから水が溢れる水害を指す。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管で流す下水道。下水道管の能力を超えた大雨が降ると、雨で希釈された汚水の一部が河川等に放流される仕組みとなっている。

コージェネレーション（熱電併給）システム

発電の仕組みの一つ。「Co（共同、共通）」と「Generation（発生）」を組み合わせた用語で、燃料を燃やして発電を行うと同時に、その排熱を暖房や給湯にも利用することにより、熱効率を高める仕組み。

コミュニティサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる自転車利用の仕組み。

さ

雑がみ

古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のお菓子やティッシュの箱、はがき、包装紙等資源化可能な紙類のこと。

サプライチェーン

製品やサービスに注目した、原料調達・製造・物流・販売・廃棄に至るまでの一連の工程のこと。一つの企業における事業活動の流れを指すバリューチェーンとは異なり、製品やサービスにまつわる調達先や取引先までを含めた全体の流れを示している。

事業ごみ

本市では、オフィスや商店等の事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物のことを言う。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者自らの責任において事業ごみ及び産業廃棄物を適正に処理することとされている。

次世代自動車

国の「地球温暖化対策計画」では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等としている。

循環型社会

無駄なものを購入せず、ものを繰り返し大切に使用する等により、廃棄物の発生を抑制し、廃棄されたものは可能な限りリサイクルすることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷低減につながる社会のこと。

食品ロス

食べ残しや売れ残り、消費期限切れの食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

水源涵養^{かんよう}

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

生活ごみ

本市では、一般廃棄物のうち事業ごみ以外のごみを言う。家庭から排出される、「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」、「紙類」、「剪定枝」、「粗大ごみ」の総称。

生態系サービス

人間が生活を維持していくために生態系がもたらす恵みのこと。基盤サービス（酸素の供給、水や栄養塩の循環など）、供給サービス（食べ物、木材、医薬品など）、文化的サービス（地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統など）、調整サービス（津波、山地災害、土壌流出の軽減など）の4つの機能に分類される。

生物多様性

森林や河川、海辺などの多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながり、かかわり合いながら生きていること。

せんだいスマート

仙台市民の方に公共交通の利用方法や利便性、利点等を知ってもらうことで自発的に車やバイクから公共交通や自転車などに転換してもらうための取り組み。

た

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取り組みにより、実質的にゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）を達成した社会。

タラノア対話

「タラノア」とは、COP23の議長国フィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味する。パリ協定で示された2℃目標を達成するために、世界全体の温室効果ガス排出削減の取り組み状況を確認し、目標達成に向けた取り組み意欲の向上を目指すもの。

超過死亡

直接・間接を問わずある疾患により過去の同時期における死亡者数からどの程度増加したかを示す指標。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

透水性舗装

水を通しやすい構造のアスファルトやコンクリートを使用した舗装。雨水を地下に浸透させることにより、地表に溜まる雨水を減らすことができる。

な

二酸化炭素 (CO₂)

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

は

バイオガス

バイオ燃料の一種で、有機質肥料、生分解性物質、汚泥などの発酵等により発生するガス。主な成分はメタンガス。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称。バイオプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがある。

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio（生物）」と「Mass（量）」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるといった特徴がある。

ハザードマップ

自然災害に対する防災や減災のため、被災想定区域や避難経路、避難場所等の防災関係施設の位置などを表示した地図。

パリ協定

平成27年(2015年)に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑える(2℃目標)とともに1.5℃未満に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすること等が盛り込まれている。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

国のパリ協定に基づく長期戦略として、令和元年(2019年)6月に閣議決定され、今世紀のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すとともに、その達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた環境と成長の好循環の実現を目指すことなどが掲げられた。

バリューチェーン

一つの企業が行う、原料調達や製造・物流・販売といった付加価値を生み出す一連の事業活動の流れのこと。

ピークカット

電力需要がピークになる時間帯における電力消費を抑えること。電力消費を平準化することにより、エネルギー利用の効率化やコスト削減が図られる。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。都市部においてエアコンや自動車等からの人工的な排熱の増加や、緑地の減少、コンクリート舗装等による地表面からの水分蒸発の減少等により、引き起こされる。

フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素などが結合した化合物。燃えにくく、液化しやすいなどの利点があり、エアコンや冷蔵庫の冷媒等に使われてきたが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることが判明したため、現在は様々な条約や法律によって大幅に使用が規制されている。

分散型エネルギー

従来の大規模な発電所等に対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散して設置されたエネルギー供給源。非常時におけるエネルギー供給の確保や、需要地での地産地消により送電ロスが少なく効率的なエネルギー利用が可能といった利点がある。

ポータルサイト

インターネットにアクセスする時に入口となるページや、特定のテーマ(例えば環境)に関する情報や関連ページへのリンク等を集めた規模の大きなページのこと。

ま

緑のカーテン

窓の外でアサガオやヘチマ等のつる植物を育て、カーテンのようにしたもの。葉が直射日光をさえぎり、葉から発生する水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏の室内温度の上昇を抑えることができる。グリーンカーテンとも呼ばれる。

緑のネットワーク

生きものの生息地をつなぎ、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。「緑の回廊」とも呼ばれる。

モビリティ・マネジメント

地域の交通手段について、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩等のような環境や健康に配慮した手段を、適切に利用する状態に変えていくための取り組み。本市では「せんだいスマート」と称して取り組んでいる。

ら

緑被率

みどり（樹林地、草地、農耕地、水面）に覆われた土地の面積の割合のこと。

緑化計画制度

事業者による緑化の取り組みを促進するため、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、一定規模以上の開発や建築を行う事業者に対し、敷地内における緑化についての計画書の提出や、市長の認定を受けることを義務づけた制度。

英数字

ビーシービー BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画)

災害等の緊急事態が発生した際に、企業が被害を抑えて事業を続けるため、緊急事態の際の対応について事前に定めておく計画。

シーシーエス CCS (Carbon dioxide Capture and Storage)

工場や発電所等から排出される二酸化炭素を大気中に放出する前に、回収して地下に埋めて隔離する方法のこと。

シーディーピー CDP

英国に本部を置く非営利団体が世界の先進企業等に対して質問状を送付し、地球温暖化対策や温室効果ガス排出量等について公表を求める取り組み。企業からの回答内容やその評価結果は、機関投資家にとって重要な指標の一つとなっている。

クールチョイス COOL CHOICE

国が令和12年度（2030年度）に温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標を達成するため、国民運動として、脱炭素社会に貢献する製品への買い替えやサービスの利用など、地球温暖化対策につながる行動（「賢い選択」）を促す取り組み。

コップ COP (Conference of the Parties : 条約締結国会議)

本計画においては「気候変動枠組条約」の締約国により温室効果ガス削減策等を協議する会議を指す。

アイオーティー IoT (Internet of Things)

「モノのインターネット」のことで、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出される。

アイピーシーシー IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 国連気候変動に関する政府間パネル)

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）が共同で1988年（昭和63年）11月に設置した機関。気候変動に関する科学的な知見や環境影響評価、今後の対策のあり方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を集積し、公表している。平成26年（2014年）に第5次評価報告書が公表された。

J-クレジット制度

企業や自治体等の、省エネルギー機器の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。「クレジット」を生み出す側は売却等で利益を得られ、「クレジット」を購入する側も、購入によって省エネ活動への協力ができる。

エルシーシーエム L C C M (Life Cycle Carbon Minus) 住宅

住宅の建設・運用・廃棄時においてできるだけ二酸化炭素の低減に取り組むことに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用により、ライフサイクル全体での二酸化炭素収支をマイナスにすることを目指した住宅。

アールイー R E 100 (Renewable Energy 100%)

企業等が自らの事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な取り組み。

エスビーティー S B T (Science Based Targets)

温室効果ガス削減目標の指標の一つ。パリ協定で採択された「世界の平均気温を産業革命前と比べて2℃以下に抑える」という目標の達成に必要な水準を満たす目標に取り組む企業を認定する国際的な制度であり、「企業版2℃目標」とも言われる。

エスディーゼーズ S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた、令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する17のゴール(目標)と169のターゲットを掲げている。

ゼブ ZEB (Net Zero Energy Building) ゼッチ ZEH (Net Zero Energy House)

快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物または住宅。国は、ZEBやZEHの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented(『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)の4段階の区分を設けている。

スリーイー 3 E

消費エネルギーの少ないライフスタイルを実践する「省エネ」、再生可能エネルギー等を利用し、自らエネルギーを創り出す「創エネ」、災害時等に備え、エネルギーを蓄える仕組みを取り入れる「蓄エネ」という、エネルギーに関する3つの行動を表す言葉。

スリーアール 3 R

廃棄物の「リデュース(Reduce:発生抑制)」、「リユース(Reuse:再利用)」、「リサイクル(Recycle:再生利用)」という、ごみの減量・リサイクルに関する3つの行動を表す言葉。環境負荷の低減に向けては、リデュース、リユース、リサイクルの順に進めることが重要とされている。

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

令和元年十月二十三日
仙台市条例第十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 地球温暖化対策等の推進
 - 第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画（第八条）
 - 第二節 地球温暖化の防止
 - 第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等（第九条—第十五条）
 - 第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条—第二十六条）
 - 第三節 気候変動適応（第二十七条）
- 第三章 雑則（第二十八条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防

止を図るための施策をいう。第三十二条において同じ。）及び気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）に関する施策をいう。

- 三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- 五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者
 - ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者（イに掲げる者を除く。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を経営する者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十九条第一項において同じ。）の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの
- 六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

(基本理念)

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業者の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に

講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(協働による取組)

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 推進計画の目標
- 三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項
- 四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第一項の仙台市環境審議会（第七項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。

- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進計画の変更について準用する。

- 7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等

(事業者温室効果ガス削減指針)

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針（以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減計画書の提出)

第十条 特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間（特定年度（令和二年度及び同年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。）の初日から同日から起算して三年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該計画期間におけるその事業活動（第二条第五号イに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号イの事業所におけるもの、同号ロに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号ロの事業所におけるものに限る。以下この款において同じ。）に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業者が計画期間の途中において特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しない。

2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度の前年度における事業活動に伴う

温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

五 前号の措置を推進するための体制

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、当該事業者温室効果ガス削減計画に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果ガス削減計画書の提出について準用する。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の評価)

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書（計画期間の最

後の年度に係るものに限る。)が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。

3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。

(表彰)

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰することができる。

(助言)

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者(次項において「一般事業者」という。)は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 第十条(第一項を除く。)から前条までの規定は、一般事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出する場合について準用する。この場合において、第十条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)」とあり、並びに第十一条第一項本文、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「第十五条第一項の規定により事業者温室効

果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と、第十条第四項中「提出しなければならない」とあり、及び第十一条第一項中「提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない」とあるのは「提出することができる」と、前条中「計画書提出特定事業者」とあるのは「次条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」と読み替えるものとする。

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組(エネルギーの使用の合理化)

第十六条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(設備等の使用の方法)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(環境物品等の選択)

第十八条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用の推進等)

第十九条 事業者は、その事業活動及びその従業員の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車

の利用又は徒歩による移動の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。

(自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

- 2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第二十一条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十二条 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。第二十五条において同じ。）を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第二十三条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第二十四条 森林を所有し、又は管理する者は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第二十五条 土地又は建築物を所有し、又は管

理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 気候変動適応

第二十七条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。
- 3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の習得に努めなければならない。

第三章 雑則

(報告の徴収等)

第二十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第二十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第三十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出せず、又は第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった者
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第二十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第三十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 公表の原因となる事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気事業者等の協力)

第三十二条 市長は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者（本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

6 計画改定の経過

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年7月8日 | 令和元年度 第2回仙台市環境審議会 | ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」 の改定について（諮問） ○検討部会の設置について |
| 令和2年1月9日 | 第1回 「仙台市地球温暖化対策推進 計画」改定検討部会 | ○「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」における取り組みの評 価等について ○次期計画における温室効果ガス排出 量等の推計について |
| 令和2年3月18日 | 第2回 「仙台市地球温暖化対策 推進計画」改定検討部会 | ○次期仙台市地球温暖化対策推進計画 の構成について ○次期計画における目標及び施策の方 向性について |
| 令和2年6月3日 | 第3回 「仙台市地球温暖化対策 推進計画」改定検討部会 | ○次期仙台市地球温暖化対策推進計画 について |
| 令和2年7月2日 | 第4回 「仙台市地球温暖化対策 推進計画」改定検討部会 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画中間 案（素案）について |
| 令和2年7月27日 | 令和2年度 第2回仙台市環境審議会 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画中間 案（案）について |
| 令和2年9月1日～ 令和2年10月6日 | パブリックコメント | ○説明会参加人数 189名 （杜の都環境プラン、一般廃棄物処 理基本計画とあわせて実施） |
| 令和2年9月7日～ 令和2年9月15日 | 説明会（各区・宮城地区・秋 保地区計8回） | ○意見提出者数 36名 ○意見数 59件 |
| 令和2年10月30日 | 第5回 「仙台市地球温暖化対策 推進計画」改定検討部会 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画答申 案（素案）について |
| 令和2年12月1日 | 令和2年度 第3回仙台市環境審議会 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画答申 （素案）について |
| 令和3年1月7日 | 令和2年度 第4回仙台市環境審議会 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画答申 案について |
| 令和3年1月14日 | 答申 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画の改 定について仙台市環境審議会から市 長へ答申 |
| 令和3年3月17日 | 決定 | ○仙台市地球温暖化対策推進計画の決 定 |

(1) 環境審議会

(五十音順、敬称略)

| 役職 | 氏名 | 所属・職名 |
|-----|---------|---------------------------------------|
| | 青木 ユカリ | 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事 |
| | 石川 宣子 | 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 評議員 |
| | 大越 和加 | 東北大学大学院農学研究科応用生命科学専攻 教授 (生物海洋学) |
| | 奥村 浩信 | 東北経済産業局 資源エネルギー環境部長 |
| | 風間 聡 | 東北大学大学院工学研究科土木工学専攻 教授 (水環境学) |
| | 金久保 佐知子 | 一般社団法人仙台市医師会 |
| | 北川 尚美 | 東北大学大学院工学研究科化学工学専攻 教授 (生物反応工学) |
| | 駒井 武 | 東北大学大学院環境科学研究科 教授 (エネルギー資源学) |
| | 齊藤 千映美 | 宮城教育大学教職大学院 教授 (自然環境保全教育) |
| | 齋藤 優子 | 東北大学大学院環境科学研究科 准教授 (資源循環政策学・環境社会システム) |
| | 佐々木 雅幸 | 東北運輸局 交通政策部長 |
| | 佐々木 真由美 | 市議会議員 |
| | 佐藤 わか子 | 市議会議員 |
| | 塩谷 久仁子 | 仙台弁護士会 |
| | 鈴木 秀人 | 宮城県 環境生活部長 |
| | 高山 秀樹 | 仙台商工会議所 理事・事務局長 |
| | 傳野 貞雄 | 仙台市連合町内会会長 会長 |
| 副会長 | 中静 透 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 (森林生態学) |
| 副会長 | 永幡 幸司 | 福島大学共生システム理工学類 教授 (音響学) |
| | 中山 隆治 | 環境省 東北地方環境事務所長 |
| | 松本 浩 | 一般社団法人みやぎ工業会 理事 |
| | 谷田貝 泰子 | 特定非営利活動法人水・環境ネット東北 事務局長 |
| | 渡邊 昭 | 仙台農業協同組合 |
| | 渡辺 博 | 市議会議員 |
| 会長 | 渡邊 浩文 | 東北工業大学 副学長・建築学部 教授 (建築環境工学) |
| | 大森 克之 | 宮城県 環境生活部長 |
| | 小沢 晴司 | 環境省 東北地方環境事務所長 |
| | 加藤 けんいち | 市議会議員 |
| | 木坂 理絵 | 仙台弁護士会 |
| | 引地 智恵 | 一般社団法人みやぎ工業会 理事 |
| | 緑上 浩子 | 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 評議員 |
| | 柳沼 眞理 | みやぎ環境カウンセラー協会 |

※計画の改定に係る諮問から答申までの期間 (令和元年7月8日から令和3年1月14日) に委嘱していた委員を記載

※太枠内の委員は、答申時点で委嘱していた委員

(2) 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会

(五十音順、敬称略)

| 役職 | 氏名 | 所属・職名 |
|-----|-------|-------------------------------|
| | 石川 宣子 | 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 評議員 |
| | 風間 聡 | 東北大学大学院工学研究科土木工学専攻 教授（水環境学） |
| | 北川 尚美 | 東北大学大学院工学研究科化学工学専攻 教授（生物反応工学） |
| 部会長 | 駒井 武 | 東北大学大学院環境科学研究科 教授（エネルギー資源学） |
| | 松本 浩 | 一般社団法人みやぎ工業会 理事 |
| | 引地 智恵 | 一般社団法人みやぎ工業会 理事 |

※太枠内の委員は、答申時点で委嘱していた委員